

議案第 25 号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 三田市水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年三田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定により水道技術管理者の資格を有する者については、改正後の三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定により水道技術管理者の資格を有する者とみなす。